資料２－１

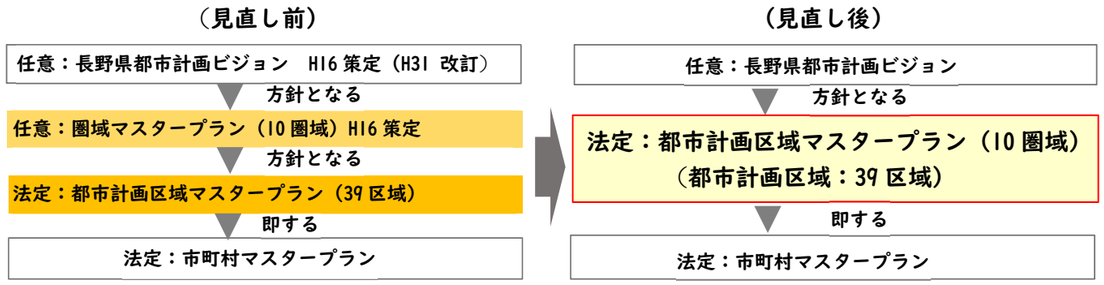
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

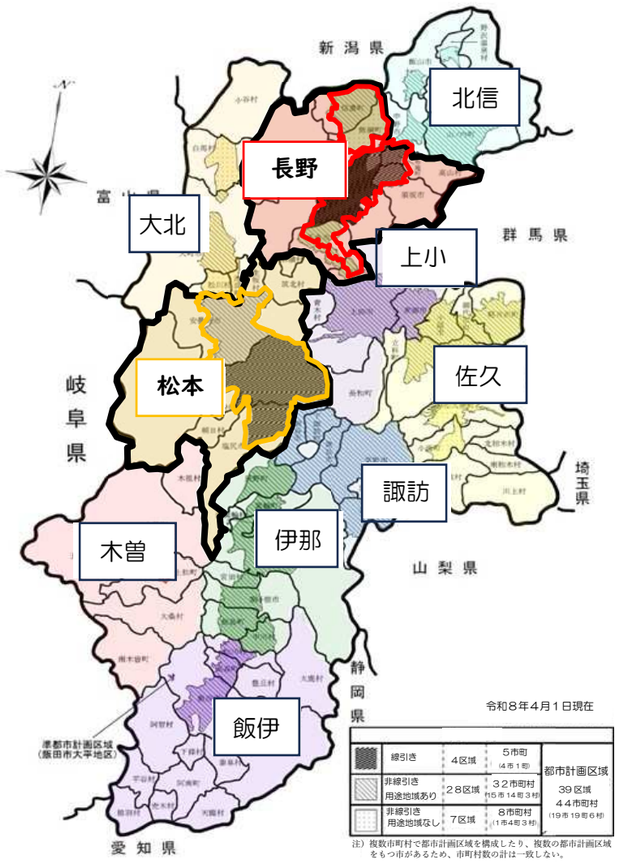
（１）変更の必要性

松本、長野圏域の都市計画区域マスタープラン及び区域区分の目標年が令和７年となっており、近年の都市の状況を反映するため変更を行う

（２）都市計画体系の見直しの背景

- 人口減少、少子高齢化が進行する中で、行政サービスの水準を維持、充実していくためには、県・市町村がそれぞれの特性に応じて役割を果たしていくことが一層重要
- 都市計画運用指針では、広域自治体である県は、「広域的観点から都市計画区域マスタープランを定める必要があり、隣接・近接する他の都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図れるように努めるべき」としている





圏域化の状況

・（39 区域）を広域的な生活圏（10 圏域）にまとめる。

・非線引きのみで構成されている８圏域（29 区域）は令和５年に区域を圏域でまとめ、「都市計画区域マスタープラン」として都市計画変更決定済

・10 区域（（松本、塩尻、安曇野）（長野、須坂、千曲、坂城、飯綱高原、信濃、飯綱））

⇒２圏域（松本、長野）にまとめる

（３）計画書の構成

- 都市づくりの基本理念や目標には、圏域マスタープラン（非法定）に記載していた、都市計画区域外についても記載。
- 区域区分の決定の有無、方針については区域ごとの特性を考慮し定める。
- 主要な都市計画の決定方針は、都市づくりの基本理念や目標に基づき、概ね 10 年以内に整備する施設等を定める。その際には、各区域の特性を適切に反映させながら、圏域での方針を定め、整備目標を明らかにする。
- この他に、浸水ハザードマップ、コンパクトシティ、グリーンインフラなどの県の施策によるものや、広域景観育成、都市施設整備を記載する。

（４）主な変更内容

「複数の都市計画区域の共通部分」と「各都市計画区域のみに関する部分」を区分した構成

１．都市計画の目標　【２圏域共通】　基準年：令和２年

１）都市計画の範囲と目標年次　（目標年：概ね 10 年後、令和 12 年）

２）都市づくりの基本理念

３）都市づくりの目標

４）圏域構造と地域毎の市街地像　（拠点の設定：駅・役場からの徒歩圏）

（軸の設定：広域交流軸、地域連携軸）

２．区域区分の決定の有無と方針　【各都市計画区域】

１）区域区分の決定の有無

２）区域区分の方針　（目標年：概ね 10 年後、令和 12 年）

３．主要な都市計画の決定の方針　【各都市計画区域】

１）土地利用　（計画的な都市的土地利用：コンパクトシティ）

（災害防止の観点から市街化抑制：浸水ハザードの考慮）

２）都市施設　（河川の整備：流域治水プロジェクトによる事前防災）

３）市街地開発の方針

４）自然的環境の整備又は保全（グリーンインフラ、広域景観育成の取組）

※関係機関と調整の上、記載

（５）変更に向けたスケジュール案

